

# 香川県農薬管理指導者認定事業実施要領

制 定	昭和63年	1月11日
一部改正	平成 2年	1月16日
一部改正	平成 9年	1月16日
一部改正	平成16年	1月26日
一部改正	平成16年10月	21日
一部改正	平成22年11月	11日
一部改正	平成25年11月	8日
一部改正	平成30年12月	1日

## 第1 目 的

本事業は、農薬販売者、防除業者、ゴルフ場関係者等の農薬取扱者の農薬に関する知識の向上を図るとともに、高い知識を有する農薬取扱者を香川県農薬管理指導者（以下「農薬管理指導者」という。）に認定し、農薬取扱者が自覚と社会的評価を得て農薬の取扱業務に当たることにより、農薬による危被害及び環境汚染の未然防止に資することを目的とする。

## 第2 農薬管理指導者の役割（任務）

農薬管理指導者は、農薬の販売業務、防除指導業務、防除業務、ゴルフ場管理業務等農薬取扱に携わる者に対し次の事項について、指導、助言を行う。

- 1 農薬取締法等関係法令の遵守
- 2 農薬の適正な使用、保管・管理
- 3 農薬の使用に伴う人畜に対する危被害及び環境汚染の防止
- 4 農薬取締法第25条第1項に規定する農薬使用基準に基づく農薬の安全・適正使用
- 5 農薬取締法第26条の規定に基づき指定された農薬の安全・適正使用
- 6 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物に指定された農薬の適正な取扱い及び安全使用
- 7 香川県主要農作物病害虫・雑草防除指針等に基づく病害虫・雑草の適正防除

## 第3 農薬管理指導者の認定

### 1 農薬管理指導者認定委員会の開催

知事は、県関係職員で構成する農薬管理指導者認定委員会（以下「委員会」という。）を開催し、研修カリキュラムの策定、農薬管理指導者認定試験結果の審査等を行うものとする。

### 2 認定研修の実施

知事は、農薬管理指導者の認定を受けようとする農薬取扱者に対し、第2の任務の遂行に必要な農薬管理指導者養成研修（以下「養成研修」という。）を実施するものとする。

#### (1) 養成研修の受講資格

養成研修は、研修実施年度の3月31日時点で、次のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- ア 満20歳以上の農薬販売者又はその従業員で現に農薬の販売業務又は防除指導業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者。
- イ 満20歳以上の防除業者又はその従業員で現に防除業務に従事している者のうち実務経験が概ね2年以上の者。
- ウ 満20歳以上のゴルフ場関係者等の農薬取扱者で現に防除業務に従事している者

のうち、実務経験が概ね2年以上の者。

- エ 満20歳以上の現に農薬の取扱い又は防除指導業務に従事している者のうち、実務経験が概ね2年以上の者で、知事が特に必要と認めた者。

### 3 養成研修の効果判定

知事は、養成研修の修了者に対し、研修内容の習得の度合を判定するため、農薬管理指導者認定試験（以下「認定試験」という。）を実施するものとする。

### 4 養成研修及び認定試験の免除

他の都道府県又は農薬取扱者等の団体が実施する同種の事業で認定された者については、養成研修及び認定試験を免除することができるものとする。

これらの者は、5の(3)の更新研修を受講した後、委員会の審査を受けるものとする。

### 5 農薬管理指導者の認定及びその更新等

- (1) 知事は、委員会の試験結果等についての審査結果に基づき、適格者を決定し、これを農薬管理指導者として認定するものとする。
- (2) 農薬管理指導者の認定期間は3年間とする。
- (3) 知事は、認定期間が満了する農薬管理指導者が農薬管理指導更新研修を受講した場合は、認定を更新するものとする。また、認定期間を満了した者又は6の(1)により認定を解除された者が農薬管理指導者更新研修を受講した場合は、再認定できるものとする。

### 6 認定の解除

- (1) 農薬管理指導者の認定は、農薬管理指導者である者が農薬取扱業務に携わらなくなった場合は、これを解除するものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、農薬管理指導者である者が、次の事項に該当した場合は委員会の議を経て農薬管理指導者の認定を解除することができる。
  - ア 農薬取締法に違反した場合。
  - イ 本人から認定解除の申出があった場合。
  - ウ その他、農薬管理指導者としてふさわしくない行為があったと認めた場合。

## 第4 農薬管理指導者の資質の向上

農薬管理指導者は、県及び農薬取扱者等関係団体が主催する研修会等に積極的に参加する等により、資質の向上に努めるものとする。

## 第5 推進体制の整備

知事は、農薬管理指導者認定事業の円滑な推進を図るため、県の関係職員及び関係団体の役職員で構成する農薬管理指導者認定事業推進協議会を開催するものとする。

## 第6 その他

本要領に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

## 香川県農薬管理指導者認定事業実施要領の運用について

制 定	昭和 6 3 年	1 月 1 1 日
一部改正	平成 2 年	1 月 1 6 日
一部改正	平成 4 年	3 月 3 0 日
一部改正	平成 9 年	1 月 1 6 日
一部改正	平成 1 0 年	1 月 9 日
一部改正	平成 1 1 年	4 月 1 日
一部改正	平成 1 3 年	1 月 5 日
一部改正	平成 1 3 年	1 2 月 1 2 日
一部改正	平成 1 6 年	1 月 2 6 日
一部改正	平成 1 6 年	1 0 月 2 1 日
一部改正	平成 1 9 年	1 1 月 6 日
一部改正	平成 2 2 年	1 1 月 1 1 日
一部改正	平成 2 3 年	1 1 月 1 1 日
一部改正	平成 3 0 年	1 1 月 1 9 日
一部改正	令和 3 年	8 月 1 2 日

### 第 1 研修の実施について

#### 1 研修のカリキュラム

要領第 3 の 2 及び 5 の (3) の研修のカリキュラムは、要領第 3 の 1 の農薬管理指導者認定委員会において、次の事項が含まれるよう考慮して策定するものとする。

##### (1) 農薬管理指導者養成研修

- ア 植物防疫行政及び農薬行政に関する事項
- イ 農薬の種類、特性に関する事項
- ウ 農薬取締法、毒物及び劇物取締法等関係法令に関する事項
- エ 農作物等を害する病害虫・雑草防除等に関する事項
- オ 農薬の安全性評価及び各種基準設定の趣旨等に関する事項
- カ 農薬の安全・適正使用、危被害防止対策等に関する事項
- キ 農薬管理指導者等の任務に関する事項

##### (2) 農薬管理指導者更新研修

- ア 植物防疫行政及び農薬行政に関する事項
- イ 農薬の種類、特性に関する事項
- ウ 農薬取締法、毒物及び劇物取締法等関係法令に関する事項
- エ 農薬の安全・適正使用、危被害防止対策等に関する事項

#### 2 研修時間

研修時間は、養成研修は 1 0 時間程度、更新研修は 4 時間程度とする。

#### 3 養成研修の受講資格について

養成研修の受講資格については、要領第 3 の 2 の (1) に規定するとおりであるが、毒物及び劇物取扱いの適正化の徹底から、毒物劇物取扱責任者の資格を有することが望ましい。

#### 4 農薬管理指導者の認定申請について

農薬管理指導者の認定を新たに受けようとする農薬取扱者等は別記様式 1 号に別記様式 5 号の履歴書を添えて、更新をしようとする者は別記様式 2 号、再認定を受けようとする者は別記様式 3 号の申請書により知事に申請を行うものとする。

なお、認定を受けようとする者で要領第3の4の養成研修及び認定試験の免除を受けようとする者は、別紙様式4号に別記様式5号の履歴書及び他の都道府県又は農薬取扱者等の団体が発行した認定書の写しを添えて申請を行うものとする。

## 第2 農薬管理指導者認定試験の実施及び判定基準について

- 1 要領第3の3の農薬管理指導者認定試験は、養成研修の内容に即したものとし、試験時間は1時間程度とする。
- 2 試験は、100点満点とし、70点以上の者を合格とする。

## 第3 農薬取扱者等の団体が実施する同種の事業による認定者について

要領第3の4の農薬取扱者等の団体が実施する同種の事業で認定された者とは、全国農協同組合連合会が認定した農協防除指導員、全国農薬協同組合が認定した農薬安全コンサルタントとする。

## 第4 認定証の交付及び返納について

- 1 知事は、要領第3の5により農薬管理指導者として認定した者に対して別紙様式第6号に定める認定証を交付するものとする。
- 2 農薬管理指導者である者が農薬取扱業務に携わらなくなった場合、要領第3の6の(2)により認定を解除された場合は、認定証を速やかに知事に返納するものとする。

## 第5 農薬管理指導者の勤務先等の変更について

農薬管理指導者が勤務先等を変更した場合は、速やかに変更後の勤務先等を知事に届け出るものとする。

勤務先等を変更した農薬管理指導者は、別記様式7号の申請書に別記様式5号の履歴書を添えて知事に申請することにより、認定証の再発行を受けることができるものとする。

## 第6 農薬管理指導者の再認定について

要領第3の5の(3)の農薬管理指導者の再認定については、認定後6年以内の者について行うものとする。

## 第7 認定委員会について

要領第3の1により開催する委員会の構成メンバーは、生活衛生課長、環境管理課長、薬務感染症対策課長、農業経営課長、農業試験場病虫害防除所長とし、会長は農業経営課長とする。

なお、会長が特に必要と認める場合は、委員会の構成メンバーへの個別協議をもって委員会の開催に代えることができるものとする。

## 第8 認定事業推進協議会について

要領第5により開催する推進協議会の構成メンバーは、認定委員会に県植物防疫協会、県農業協同組合、県農薬卸協同組合、県農薬商業組合、県造園協会を加えたものとし、推進協議会は事業の円滑な実施のための協力及び意見具申を行う。

## 香川県農薬管理指導者認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先の名称

住所

香川県農薬管理指導者認定事業実施要領に基づき、香川県農薬管理指導者の認定を受けたいので、履歴書を添えて申請します。

\*別記様式 5 号を添付すること。

## 香川県農薬管理指導者更新認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先の名称

住所

香川県農薬管理指導者認定事業実施要領に基づき、香川県農薬管理指導者の認定更新を受けたいので申請します。

なお、農薬管理指導者の認定状況は、次のとおりです。

認 定 番 号	認 定 期 間
	年 月 日～ 年 月 日

\* 認定証の記載事項に変更がある場合は、変更後の事項を記載して下さい。

## 香川県農薬管理指導者再認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先の名称

住所

香川県農薬管理指導者認定事業実施要領に基づき、香川県農薬管理指導者の再認定を受けたいので申請します。

なお、農薬管理指導者の認定状況等は、次のとおりです。

農薬管理指導者認定状況		認定解除年月日	農薬取扱業務への再従事年月日
認定番号	認定年月日	農薬取扱業務から離れた時期	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日

\* 認定証の記載事項に変更がある場合は、変更後の事項を記載して下さい。

## 香川県農薬管理指導者認定申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先の名称

住所

香川県農薬管理指導者認定事業実施要領に基づき、香川県農薬管理指導者の認定を受けたいので、履歴書を添えて申請します。

なお、要領第 3 の 4 に基づく、養成研修及び認定試験の免除をあわせて申請します。

\*別記様式 5 号及び他の都道府県又は農薬取扱者等の団体が発行した認定書の写しを添付すること。



## 履 歴 書

ふりがな 氏 名	男・女	大正 昭和 年 月 日生(満 歳) 平成
ふりがな 現 住 所 □□□-□□□□	電話番号 (市外局番 ) (      -      )	
ふりがな 勤務先の名称	電話番号 (市外局番 ) (      -      )	
ふりがな 勤務先の住所 □□□-□□□□	電話番号 (市外局番 ) (      -      )	
農薬取扱業務の従事期間		
業 務 内 容	従 事 期 間	
農 薬 販 売 業 務	年 月 ~ 年 月	
営 農 ( 防 除 ) 指 導 業 務	年 月 ~ 年 月	
防 除 業 務	年 月 ~ 年 月	
証 明 欄	農薬取扱者等 の従業員の場合	上記のとおり従事していることを証明します。 所在地 名 称 勤務先の代表者 <div style="text-align: right;">印</div> ※自署の場合は押印省略可
農薬取扱者等 の経営主の場合	販売者の県への届出年月日 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
毒物劇物取扱責任者資格等の取得状況		
名 称	資格認定の合格年月日	備 考
毒物劇物取扱責任者	年 月取得	
農協防除指導員	年 月取得	
農薬安全コンサルタント	年 月取得	

認定番号 第 号

# 認 定 証

住所

氏名

生年月日

勤務先の名称

住所

上記の者を香川県農薬管理指導者として認定する。

認定期間 年 月 日から 年 月 日

年 月 日

香川県知事

印

## 香川県農薬管理指導者認定証記載事項変更申請書

年 月 日

香川県知事 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

勤務先の名称

住所

香川県農薬管理指導者認定事業実施要領に基づき、下記のとおり申請します。

農薬管理指導者認定状況		勤務先等の変更事項	
認定番号	認定期間	変更前	
	年 月 日 から 年 月 日	変更後	

\* 別記様式 5 号を添付すること。